

令和 3 年 1 月 20 日

財 務 局

労働安全衛生法に基づく届出不備に関する対応状況について

(令和 2 年 12 月末現在)

平成 30 年 4 月 27 日に、都が設置した非常用発電機の燃料タンク等において、労働安全衛生法第 88 条関連の設備設置等に係る計画の届出不備があったことが判明した旨をお知らせしました。平成 30 年 6 月 8 日には、東京都所管の該当件数の調査結果と対応状況をお知らせしました。

令和 2 年 12 月末現在の該当案件の対応状況等は以下のとおりです。

1 調査結果と対応状況

(令和 2 年 12 月末現在)

届出対象件数 *1	(交通局、水道局、下水道局を除く)		
	届出不備件数	届出済件数	今後、届出予定件数
1,342 件	631 件	571 件	60 件

*1 平成 30 年 4 月 27 日よりも前の対象件数

件数は当面 1 か月ごとに更新します。

2 届出不備に対する対応

届出不備については、所管の労働基準監督機関の指導に基づき、順次届出を行ってまいります。

問合せ先

財務局建築保全部技術管理課

03-5388-2840